

平成30年度・第3回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	平成31年1月31日（木曜日） 午前・ <del>午後</del> 1時30分				
開催場所	富士見市役所 第2委員会室				
会議時間	開会	午前・ <del>午後</del> 1時30分	議長	萩元 寶三郎	
	閉会	午前・ <del>午後</del> 3時20分			
出席者数	委員 12名 事務局員 10名				
出席委員	会長	萩元 寶三郎	委員	北村 善男	
	会長代理	吉野 欽三	委員	飯島 達也	
	委員	黒田 隆夫	委員	小柳 聡	
	委員	梶 美智子	委員	斉田 征弘	
	委員	田中 聰行	委員	伊藤 哲洋	
	委員	濱田 英治	委員	厚澤 茂男	
欠席委員	委員	新井 政子	委員	近藤 静江	
	委員	加治 隆	委員	長島 康治	
	委員	池内 八十四郎	委員	坂本 益雄	
参 与					
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課 副課長	長根 博明	担当書記
	市民生活部長	清水 昌人	保険年金課 主任	三村 崇	
	収税課長	塩野 英樹	保険年金課 主任	滝澤 智恵	
	健康増進 センター	矢島 健一	収税課 副課長	真中 剛	
	保険年金課長	久保田 智子	収税課副課長	吉田 兼治	
会議録署名委員	黒田 隆夫 委員 梶 美智子 委員				

◎開会及び開議の宣告

- 保険年金課副課長　それでは、ただいまより平成30年度第3回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

◎諮問事項

- 会長　それでは議題に移らせていただきます。

最初に、(1)、諮問事項、諮問第1号　平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について議題といたします。

事務局よりご説明をお願いいたします。

- 保険年金課副課長　それでは、改めまして皆さんこんにちは。保険年金課副課長の長根でございます。今年度最後の国保運営協議会となりますが、多くの委員の方にご出席をいただきましてありがとうございます。このところ寒い日が続いており、インフルエンザの流行警報が発令されております。市内の小中学校でも学級閉鎖が出ていると聞いておりますので、皆様におかれましても、予防をしっかりといただきまして、健康に留意してお過ごししていただきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。それでは着座にて失礼いたします。

それでは、諮問第1号、資料1になります。平成30年度富士見市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。A3横の資料となります。こちらの資料は上段に歳入、下段に歳出の部分に記載させていただいております。今回の補正で歳入歳出ともに3億7,467万4,000円の減額補正をお願いするところでございます。これは保険給付費の支出が予想より少なく済んだため、県からの交付金も減額となるものでございます。

それでは細かい部分の説明をさせていただきます。まず下段の歳出からごらんください。この1番目から5番目までが保険給付費です。上から一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費でございます。合計で5億4,480万4,000円の減額をさせていただくものでございます。この要因といたしましては、当初予算を組むときに平成29年度決算見込みで保険給付費が非常に伸びていたことを受け、約4.2%増で試算をさせていただいておりました。しかしながら、実際には医療費の支払いが予想を下回ったため、減額をさせていただくものでございます。

6番目は保健事業費でございます。219万4,000円の減額をするものでございます。これは糖尿病重症化予防事業の負担金額の確定により減額をするものでございます。

7番目は諸支出金でございます。1億7,232万4,000円の増額をするものでございます。平成29年度の療養給付費等負担金及び災害臨時特例補助金の精算に伴う返還金でございます。

歳出は、以上でございます。

上段に戻っていただきまして歳入の部分でございます。1番目は県支出金でござ

います。これは保険給付費に対しまして交付されるものでございますが、保険給付費が減額になったということで、5億4,480万4,000円の減額でございます。

2番目、3番目は繰入金でございます。法定内繰入であります保険基盤安定繰入金の額が256万円の増額補正、歳出予算との調整のため、一般会計より1億6,757万円の増額補正をし、総額で歳入歳出ともに3億7,467万4,000円に減額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま諮問第1号につきまして内容説明をいただきました。質疑がございます方につきましては挙手をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 無いようでございますので質疑を終了させていただきます。

質疑が終わりしましたので討論を行いたいと思っておりますが、討論ありますでしょうか。

「なし」の声

○会長 無いようでございますので討論を省略させていただきます。

諮問第1号に賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。

よって諮問第1号につきましては承認されました。ありがとうございます。

続きまして、諮問第2号 平成31年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算につきまして議題といたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○保険年金課副課長 それでは、続きまして資料番号2、諮問第2号 平成31年度富士見市国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算についてご説明をさせていただきます。

まず、本日お配りいたしました平成31年度富士見市国民健康保険の概要について、こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。まず1番目、被保険者数でございますが、ここ数年減少傾向が続いております。後期高齢者医療制度や社会保険へ移られる方が多くなっているのが要因でございます。平成31年度予算でみますと、30年度予算に比べまして1,089人減の2万3,104人で試算をさせていただいております。

続きまして、歳入、2、保険税の推移でございます。ここ数年は被保険者数減の影響で減少傾向でございましたが、平成30年度から段階的に実施している税率改定により増額を見込んでおります。今回収税課の努力によりまして、昨年度比1.31%増の収納率90.26%で試算させていただいております。平成31年度の予算額は21億2,151万円とさせていただいております。平成31年度の税率改定は約4.8%とさせていただいておりますので、約1億円の増額を見込んでおりましたが、実際は被保険者の減少分を差し引き、平成30年度予算と比較すると5,871万7,000円の増でございます。

次に、3、県支出金でございます。保険給付費に必要な費用額全額が県より普通

交付金として交付されるものでございます。保険給付費の減少が見込まれるため、前年度比 6 億 5,608 万 4,000 円減の 66 億 5,533 万 5,000 円と試算させていただいております。

次に 4、一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金には法で定められた法定内繰入金として出産一時金や事務費等がございます。もう一つは法定外繰入金、これは赤字繰入と言われます保険税収入等の不足分の 2 種類がございます。この法定内、法定外を含めると平成 31 年度は 5 億 9,083 万 1,000 円となっております。

その中で純粋な赤字補填分、法定外と言われている部分でございますが、今年度は 4 億 6,838 万 9,000 円を見込んでおります。この法定外繰入につきましては保険税収入の不足等により大きく影響を受けるものでございます。

次に歳出に移ります。5、保険給付費でございます。保険者が各医療機関に支払う保険者分の支払い分でございます。昨年に比べて 6 億 6,040 万 6,000 円減の 67 億 613 万円となっております。

6 番目は年間 1 人当たり医療費でございます。昨年度までは増額傾向でしたが、総医療費の減少傾向により 1 人当たり医療費は 29 万 258 円を見込んでおります。総医療費の減少についての要因が不明ですので、こちらにつきましては、今後とも調査をしていきたいと考えております。

次に 7 番目、国民健康保険事業費納付金でございます。県へ各市町村が納める納付金の部分でございます。本市に示された納付金額は 29 億 4,849 万 7,000 円となっております。

続きまして医療費抑制に関する事業の取り組みでございます。まず、継続事業になりますが生活習慣病重症化予防対策事業でございます。この事業は県内 49 市町が参加し、県が主導する事業となっております。糖尿病が重症化するリスクの高い被保険者を対象に受診勧奨・保健指導を実施し、人工透析への移行を防止して医療費の増加を抑制することにつなげていくというものでございます。

次にジェネリック医薬品利用差額通知委託事業でございます。平成 28 年度から市独自で実施している事業でございます。医薬品をジェネリック医薬品に切りかえた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかという通知を送付しております。当初は国保連に委託しており年 2 回の通知でございましたが、これを市独自で実施することにより年 6 回の通知を行っております。

続きまして健康マイレージ事業でございます。これは、平成 29 年度より実施している埼玉県健康マイレージシステムを活用した事業でございます。本市といたしましては市全体で実施している事業でございますが、国保加入の参加者に対しましては特定健診を受診すると市独自のポイントを付与するなどしております。国保加入者の参加は市全体の 2 割を見込んでおります。また、ポイントの還元といたしましては、うさみん商品券や自転車等をプレゼントする予定となっております。

続きまして柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託でございます。平成 30 年度より実施の事業でございます。接骨院などのレセプトの内容について点検を行い、治療費等の疑義が生じる対象者の内容確認を調査する委託業務でございます。対象の抽出条件につきましては記載されているとおりでございます。

続きまして重複投薬者及び頻回受診者への勸奨でございます。こちら平成30年度より実施の事業でございます。レセプトデータを抽出し、重複投薬者及び頻回受診者へ文書を送付させていただきます。また、自宅訪問を行い、状況確認なども行っていく形となっております。

次に特定健康診査受診率向上のための事業でございます。継続事業といたしまして診療情報提供委託、それと特定健診未受診者への勸奨がございます。内容につきましては記載どおりとなっております。

次に特定健診事前勸奨でございます。こちらは新規事業となっております。内容といたしましては、特定健診の対象となる前の年、39歳を限定といたしまして、自宅でできる簡易血液検査キットを用いて検査を行うというものになります。こちらで健診へ興味を持っていただくこと、それと病気の早期発見、こちらを目的として行うものでございます。

以上、概要について説明をさせていただきました。

続きまして資料2にお戻りください。平成31年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。上段が歳入、下段が歳出となっております。こちらに昨年度との比較増減額という欄がございますが、こちらをごらんいただきたいと思っております。昨年度に比べまして7億6,356万9,000円減の98億9,828万5,000円の歳入歳出予算とさせていただくものでございます。平成30年の都道府県化によりまして保険給付に必要な費用は全額県より交付されますが、歳入の欄がございます3番、県支出金、それと歳出の欄がございます2、保険給付費、こちらの項目が同額となっていないことにつきましては、ここに調整交付金の額が含まれておりまして、その影響によるもので同額となっていない形となっております。

また歳出の3番の国民健康保険事業納付金でございますが、29億4,849万7,000円が本市に示された納付金でございます。納付金の原資としましては本来は国民健康保険税でございます。しかし保険税の予算額につきましては21億2,151万円、保険税で不足する部分につきましては、県の支出金等の公費、法定外繰入、こちらで補填をして納付金を納めているというのが現状でございます。

それでは次に平成31年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算書（案）について少し説明させていただきます。

まず歳入でございます。国民健康保険税でございます。平成31年度の税率改定で税率を約4.8%増、それと限度額引き上げを行いまして、試算をさせていただいております。平成31年度の調定額は、昨年と比べ約5,870万円増の21億2,151万円となっております。要因といたしましては税率改定等の影響がプラス約1億円、平均被保険者の減少の影響がマイナス約8,200万円、収納率の増加等の影響がプラス約2,500万円でございます。

続きまして2番目の国庫支出金でございます。災害臨時特例補助金でございますが、東日本大震災の税減免の国庫補助のお金でございます。

続きまして3番目の県支出金でございますが、特別交付金につきましては市が行う医療費抑制への努力、これと保健事業費、こちらに対する補助金でございます。

続きまして5番目の繰越金でございます。こちらは昨年度から変更はございません。

次の諸収入につきましても、不当利得、第三者行為等は実績に応じて今回の試算をさせていただいております。

歳入については以上でございます。

次に歳出に移らせていただきます。こちらは予算項目に変更はございませんので、新規予算計上の部分を中心に説明させていただきます。

まず総務費でございます。1、総務管理費の中の委託料、13委託料のところでございます。説明の欄のところをごらんいただきまして、社会保障・税番号システム改修業務委託、こちらが新規計上となっております。内容といたしましてはマイナンバー法に基づく特定個人情報、こちらの情報連携にかかわるシステム改修費となっております。

続きまして、国保証一体化対応システム改修業務委託、こちらにつきましては埼玉県の国保運営方針の中で、被保険者証と高齢受給証を一体化させるという方針がございまして、そのためのシステム改修費となっております。こちらの改修につきましては平成31年度改修、翌年に実施予定となっております。

次にシステム移行支援業務委託、こちらは現在保険年金課で使用しておりますパソコンの入替作業にあたり、元のパソコンからのデータ移植に係る経費となっております。

次に保険給付費でございます。都道府県化に伴い、保険給付費からは県から県支出金の普通交付金として全額交付されるものでございます。昨年に比べ約6億6,000万円減の67億613万円でございます。積算といたしましては過去5年の決算平均に被保険者数の減少率等を予測し、試算をさせていただいております。こちらの大きな要因といたしましては1人当たりの医療費の減少が影響しているものとなっております。

続きまして国民健康保険事業費納付金でございます。県は各市町村の総所得、総医療費、年齢調整などから各市町村の納付金を算定し、提示してくる金額でございます。29億4,849万7,000円となっております。また、この納付金と同時に各市町村には、納付金を納めるために必要な標準保険税率が参考に提示されます。この標準保険税率でございますが、これに近づけることによって、赤字繰入額が減っていくというようなものでございます。

次に共同事業拠出金でございます。年金受給者リストの作成費となっております。これは、国保に加入してくる際に一般加入者か退職加入者かを国保連が選別していただけるリストでございます。

続きまして保健事業でございます。2の保健事業費の中の2、保健衛生普及費、13委託料のこちらの欄でございます。概要でも説明をさせていただきました特定健診事前勧奨業務委託に約31万7,000円を計上させていただいております。

続きまして公債費でございます。こちらにつきましては変更ございません。一時借入をした場合の利子分として計上してあるものでございます。

次に諸支出金、こちらにも変更ございません。償還金及び還付加算金でございます。

最後に予備費、こちらについても変更ございません。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま平成 31 年度の予算につきまして内容をご説明いただいたわけでございます。それではここで質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方につきましては、挙手を願います。

その前に、ここで休憩しましょうか。今、大分数字をご説明いただいたわけでございます、15分まで休憩させていただきます。

○会長 再開させていただきます。

(午後 3時15分)

○会長 ただいま休憩をとらせていただきまして、内容をつぶさにご確認していただいたものと思いますが、ここで質問がある方につきましては挙手を願います。

○委員 今回この平成 31 年の試算になっている滞納率というのですか、それは幾つぐらいにして試算されていますか。

○会長 徴収率ですね。

○委員 徴収率です。

○会長 では、収税課長、いいですか。

○収税課長 徴収率でございますが、今回 2 回目の改定の部分でございますので、税額的にも約 8%以上上がっております。そのため、収納率を組むのにかなり苦労はしたのですが、現年分では国民健康保険税は 90.26%という収納率を組ませていただいております。

○会長 委員。

○委員 収納率ということから、その人への対応なのですね。例えば短期被保険者証、それから資格証明書とか、その滞納している人の年数によって、その保険証の条件が変わってきていますよね。この辺の中身についてお願いします。

○会長 収税課長。

○収税課長 短期保険証と正規保険証、この部分は区別しているところがございます。正規保険証は滞納が無い方に 1 年間の保険証を発行させていただいております。短期保険証につきましては 1 年間で納税交渉ができていない方に、連絡のあった方で納付が約束どおり行われている方は正規に切替させていただいておりますけれども、やはり連絡が取れない方につきましては短期保険証、生活状況等を確認するために、半年間の短期保険証を発送させていただいております。また資格証明書につきましては平成 18 年度以降発行しておりません。ただ、現在で 1 名の方が残っております。短期保険証に切りかえるように本人との折衝はしておりますけれども、なかなか会えないというのが現状でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしゅうございますか。他に。

○委員 この頻回受診者というのをどのように調べるのか、もうちょっと詳しく聞きたいのですが。とにかくピックアップするのか。レセプトに回数を書いてありま

すね。ものによっては頻回通院も必要な場合もあるし、そうしたときに内容からどういうふうに指導がいくのか、本人か実施機関にいくのか。

○会長 副課長。

○保険年金課副課長 まずはレセプトの通院日数から抽出をかけて、その後、個別に中身を見て治療内容等を確認します。30年度に始めたばかりなので、形がまだ確立はしていませんが、例えば精神系の病気に関しては対象としないとか、そういう形で大きくふるいにかけて、今、試行錯誤しているような状態です。

○委員 例えば疑義があったときに、コンサル等をするかたは逆に医療機関の人ではないと判らないと思うのですけれども、そういうかたを指定して、あるいはそのドクターに「先生、何で通院日数が多いのか」と問い合わせすることもあるのでしょうか。これからだからよく判らないと思うのですけれども。

○会長 副課長。

○保険年金課副課長 最終的には内容確認の調査書類を送付するというような形になります。

○委員 それは医療機関が書くわけですね。それとも面接があるのでしょうか？

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 そこまで厳密にお医者さんに聞きに行ったりとか、そういうことはまだ考えていません。レセプトを拝見させていただいて、今、副課長から話があったとおり、内容を確認させていただいて、まず市の職員が患者さんにお伺いします。

○委員 患者さんのほうですね。

○保険年金課長 はい。患者さんにお伺いさせていただいて、今どういう状態なのだろうか？と。例えば行かなくてはならない状態、病気的时候はもちろん分かりますし、直接患者さんとお話をさせていただいて、その段階で別の専門のお医者さんに行ったほうがいいのかね、となれば相談するというところで今のところ考えております。もしかしたら先生に、職員からこういった患者さんがいるのですが、どのように指導していけばいいのでしょうか？とご相談をさせていただくこともあるかも知れません。しかし、各医療機関の先生に対しては、まだそこまで考えていないのが現状です。他市の状況を参考にしましても、そこまで厳密ではなく、余りにも何回も何回もお医者さんに行っている方の原因を心なのか、それとも本当に病気なのかというところを探っていこうという、そういった事業になります。

○会長 ほかに。

○委員 ちょっと質問、教えていただきたいと思うのですが、歳出の中の5、保健事業費です。その中に13の委託料というのがありまして、だんだん委託料が多くなるかとは思いますが、特定健診受診勧奨委託です。96万3,000円というところなのですが、その流れを教えてくださいたいと思うのですが。

それから、あと今度14番の使用料及び賃借料が、市民総合体育館、新しくなりました。ジム・スタジオ使用料というのがありますけれども、どのような方に利用されるのか、ちょっと教えてくださいたい。

それから、あと今の保健事業費の中で12番、医療費通知郵送料453万5,000円、そういうのがあるのですけれども、私は個人的にこれ通知を毎回いただいて、

その財政が大変なのに、こんなに負担していただいているのだということを感じるのですけれども、その通知をするメリットといたしますか、何かその辺は何なのでしょう。風邪ぐらいでお医者さんにかかっただけとはいけないよということではないと思うのですけれども、その辺などを教えていただきたいと思います。

- 会長 では、今、委員さんのほうから3点の質問をいただきますか。お答えできますか。副課長。
- 保険年金課副課長 特定健診受診勧奨委託の受診勧奨する対象なのですけれども、過去の受診のデータ、履歴というものを確認させていただきまして、3年間全く受診していない方、こちらが1つ目、もう1つは、去年は受診したけれども今年を受診していない等の飛び飛びで受診している方、この方を抽出しまして、この方たちに対して受診してくださいという通知を送付するような内容になっております。
- 委員 委託料ですよ。
- 保険年金課副課長 はい、業者に委託します。
- 委員 どこに委託するのですか。
- 会長 副課長。
- 保険年金課副課長 現在委託しているところは、株式会社現代けんこう出版という会社です。
- 委員 データを提供するわけですよ。
- 保険年金課副課長 はい。
- 会長 保険年金課長。
- 保険年金課長 今回の委託について補足なのですけれども、多分一番心配されているのは、一般の業者にどんなデータが提供されているかというところだと思うのですが、今説明したとおりに、その未受診者の方、あとは飛び飛びの方の抽出は市のほうでやります。実際に業者に委託するのは、年代別、男女別、性別に合わせて、例えば40代女性と60代男性ではかかる病気のリスク等も違いますので、その人に合わせて、あなたは特定健診を受けないという病気になる可能性が高いですよという、そういうパンフレットみたいなものの印刷等を主にお願しているところになります。ですから、通知に必要な名前、住所等のデータはお渡ししますが、実際レセプトの何かを渡すとか、そういった委託ではありません。
- 委員 これ30年度からの事業ですよ。
- 保険年金課長 はい。
- 会長 あと2点。保険年金課長。
- 保険年金課長 医療費の通知は年6回出させていただいているのですけれども、こちらは決して医療費がこんなにかかっているとか、そういうのではなくて、ご自分の健康に気を使っただけだと確認してもらうためです。行った病院と月が通知されているので、自分がいつどの病院にかかっているのかなというのを改めて確認していただきたいと思いますというところもあります。  
あと、今度から確定申告にも使えるようになりますので、そちらも兼ねてということもあるので、出させていただきたい事業ではあります。
- 委員 分かりました。確定申告の場合は医療費の控除の関係だと思うのですが、

それは自分で申告するものですよね。今そこまで考えておりませんでしたけれども、やはりこの通知をするって、何か事故なり、何かあったのでしょうか、過去に。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 これは何か事故があったとかではなく、あくまでもサービスという形になっています。ですから、ご自分の保険証をどのように使っているかともう一度再確認していただくと、そこが一番なのかなとは思っております。

○委員 そうですか。私個人的には453万もの郵送料がかかって、ほかの何か事業に転嫁できないかなと思ったものですから。予算の有効といいますか、受け取った側の人がどれほどの思いでその通知をいただいているのか、その辺感じたものですか。

○保険年金課長 ありがとうございます。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい、結構です。

○会長 いいですか。では。

○委員 その今の話なのですけれども、医療費通知はやっぱり出さないと。例えば架空請求なんかチェックするのにはいいのではないかなと思うのです。水増し請求とか。どういう形で二重チェックするのだからよく判らない。サービスとおっしゃっていたけれども、実際はそうなのではないかなと僕は聞いていたのですけれども。例えば私1回しか行っていないのに、2回行ったことになっているとか、そのような事案はないのですか？

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 今、幸いといいますか、本市ではそういったことはないです。

○委員 チェックするという意味では、僕はあったほうが良いと思うのです。実際には悪いなと思って言わない患者さんが多いとは思いますが。

○会長 この事業を実施するに当たりまして、事務局で十分に検討していただいて、その結果に基づきまして、こういう事業をやっていきたいというようにご説明していただかないと委員さんもちよっと誤解を生じますので、よろしくどうぞお願いします。ほかに何か質問ありますでしょうか。

○委員 徴収率、今後基準が示されるというふうなお話があったと思います。これは、ある一定の基準に満たなかった場合のペナルティーとか、そういうのも予想されるのでしょうか。

○会長 収税課長。

○収税課長 徴収率の部分につきましては、平成30年度の都道府県化のときに議論された部分でございます。これは、被保険者数によって本市はたしか93%以上という値が示されていたと思います。ですが、まだそれでペナルティーがあるという話は聞いておりませんので、あくまでもまだ徴収努力をしてくれということで、そのペナルティーは科せられてはおりません。

○委員 今後の情報としては、そういうのは考えられないということでしょうか。

○会長 収税課長。

○収税課長 この部分については、県の運営協議会とかがございますので、その辺

で議論されていくのかなと考えております。

- 委員 予想としてどんなペナルティーがあるのでしょうか。あるとすれば。
- 会長 収税課長。
- 収税課長 ちょっと判らない部分もありますけれども、やはり調整交付金の部分で保険者支援努力という部分がございますので、その部分で若干削られるのかなというような予想でございます。以上です。
- 会長 よろしゅうございますか。
- 委員 もう一点、これも質問になると思うのですが、自動血圧計の使用料ありますよね。これは、機械そのものの使用料ということで解釈していいのですか？ というのは利用者からの声として、計るときの椅子が低過ぎると聞いているのです。もう少し椅子も考えてもらえないかという声があるので、それが含まれていないとすれば、市で考えなくてはいけないのかなと思って質問するのですけれども。
- 会長 血圧計の置いてある椅子ですね。椅子の関係のご質問です。副課長。
- 保険年金課副課長 こちらの血圧の測定器なのですが、本体とそれを置く台といえますか、テーブルと椅子がセットになった形のリース料となっています。
- 委員 ということは、その椅子を替えてくださいという要望を出さなくてはいけないわけですか？
- 保険年金課副課長 はい。
- 委員 ああ、そう。なるほどね。そういう声を聞くものですから、何か低過ぎるというか。以上です。
- 会長 事務局に申し上げますけれども、先ほど体育館の関係につきましてご質問いただきましたよね。それを答えていないと思いますので。
- 健康増進センター 健康増進センターの矢島と申します。本日所長が出席できませんので、代理で出席させていただいております。  
先ほどのご質問の件なのですけれども、特定健診を受診された方の中からメタボリックシンドロームの方を抽出させていただいて、特定保健指導というのをさせていただいております。その中で保健指導、面接だけでなく、運動を促すような講座等々を開いていたのですが、なかなかそういった方々がいざ自分から運動を始めようというのは難しい状況の中、ちょうど体育館のジムの設備が使いやすくなったことから、体育館と共同に何かできないかというところからスタートいたしまして、初回の面談に来ていただいた方に運動するきっかけとして、初回3枚分のジム利用券、無料券をお配りします。ジムにはインストラクターがいますので、初期の講習を受けた段階で、どういった運動が向いているとか、そういうプログラムを組んでいただいて、その方々に運動を続けていただくという試みで始めています。
- 会長 よろしゅうございますか。
- 委員 そうしますと、どういうふうにご利用の免除を出すわけですか。市民体育館ですから、市の主催事業かなと思ったのです。そうすると免除なのに、なぜ使用料がかかるのかなと思ったものですから。
- 健康増進センター 市の施設として部屋を借りるとか、そういった場合は免除があるのですが、体育館のジムに関しては免除規定がないため、使用料は払わざるを

得ません。ただ、市民の方に運動してくださいと言う側として自費でというわけにもいきませんので、こちらで使用料をお支払いする形でやらせていただくということです。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ほかにありますでしょうか。

○委員 被用者保険者代表ということで伺っておきます。よろしくお願いいたします。

2つお聞きしたいことがありまして、まずは徴収率の関係です。31年度に向けた何か今年度と比較して新たな試みみたいなものが、こういった方策などあるのかどうかお聞きしたいなと思います。これが1つ目です。

2つ目につきましては、当然、一般会計繰入金をどれだけ早く減らすかということが被用者保険としましても気になるところでございます。医療費適正化というところについてお伺いすると、30年度から実施されています柔道整復療養費の点検業務委託というのが31年度も同額見込まれていると伺っているのですけれども、細かいところで申しわけないのですが、30年度の感触と31年度以降、例えばこの業務委託に基づいて、31年度の試みといえますか、何か対策的なことがもしお聞きできればなと思ひまして、情報などがあればお聞きしたいなと思つて伺いました。

○会長 では、徴収率の問題は。収税課長。

○収税課長 今後の収納率向上に向けた新しい対策ということだと思つたのですけれども、ここ数年をかけて納付環境の整備というところに力を入れさせていただきました。30年度よりペイジーはもとより、モバイルレジ、モバイルクレジットといった携帯電話での納付ができるようになったこと、そのような利便性の向上等も図らせていただいております。ここの部分につきましては、30年10月からの開始でございますので、実績というのはまだ未知数でございますが、31年に向けて、周知、また検証をして、納付につなげていきたいと考えております。

また、人的なことにつきましては、ノウハウを持った国税OBや経験者が配属されたということで、他の若い職員もおりますので、スキルアップという形でいろいろ意見等を聞きながら、収納に結びつけさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○会長 続きまして、副課長。

○保険年金課副課長 医療費適正化に関するところでございますが、柔道整復につきましては、まだ結果が出ていないというところで、具体的なお答えがまだできないのですけれども、とにかく一年といえますか、来年度に検証が出来るような形になるかと思ひます。

○会長 よろしゅうございますか。委員。

○委員 こちらの被保険者の被用者保険という立場からすると、参考にできるのであれば、当然共通していきたいと思ひますし、今回恐らくいわゆる患者照会という、そういった書類などを30年度初めて患者さん宛てに発送しているという中身でよろしかったでしょうか。私もそういう認識でいたのですけれども、ただデータ抽出だったのですか、30年度の。

- 会長 お答えできますか、今のご質問に対して。副課長。
- 保険年金課副課長 今回チェックしている中で、実際に発送に至ったケースというものはまだございません。
- 会長 よろしゅうございますか。
- 委員 次回何かそういった報告的なものがあれば、あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 会長 ほかにありますでしょうか。
- 委員 保険料の歳入の関係なのですが、予定収納率ということで、目標が現年度分 90.26%、また過年度分 30.18%という一般保険税があるのですけれども、参考でよろしいのですけれども、例えばその各年度の不納欠損の額が大体どれくらいになっているのか、歳入分、調定分に対する不納欠損の割合というのはどれくらいなのか、ちょっと参考に聞かせていただければと思ひます。
- 会長 収税課長。
- 収税課長 不納欠損の額でございますが、これはあくまでも本年度決算見込みでございます。これは、今の時点なのですけれども、約4,311万7,000円でございます。以上でございます。
- 会長 よろしゅうございますか。
- 委員 この会議であまり話は出てこなかったのですけれども、外国人の住民、私の住んでいるところも外国人が増えています。住民基本台帳制度に登録すると3カ月以上滞在する人は在留カードで保険証というふうな仕組みにはなっているのですけれども、実際富士見市にそういう方がいらっしゃるのか、いらっしゃらない場合は今後増えますよね、外人労働者というのは。そういう意味での考え方、捉え方をどのようになさるのか、それをお聞きしたい。
- 会長 保険年金課長。
- 保険年金課長 今、しきりと新聞、テレビ等でも騒がれておりますけれども、今現在例えば市から入国管理局に通報したという例はございません。本市におきましては、きちんと在留資格等を確認しておりますし、市民課とも連携しておりますので、特にそういった何か疑義がある方を告発するというようなことはございません。今後につきましても、県から通知も来ておりますので、少しでも疑義がある場合、市民課との連携をとりながら、外国人の方全てがそういう方ではないと思ひますけれども、そういった疑義があるときにはきちんと県又は入国管理局等には報告していきたいと思ひます。
- 委員 そうしますと、違法はないけれども、ちゃんとした資格で国民健康保険に加入している人はいらっしゃるのですか。
- 会長 保険年金課長。
- 保険年金課長 はい、いらっしゃいます。
- 委員 どのぐらいいらっしゃるのか。
- 保険年金課長 今、全加入者が2万4,000人近くいらっしゃるのですけれども、その中の外国籍の方ということで、私の覚えによると1,000人ちょっとの記憶がございます。

- 委員　　そうですか、そんなにいるのですか。
- 保険年金課長　　はい。
- 委員　　はい、わかりました。
- 会長　　よろしゅうございますか。ほかに。
- 委員　　今のことなのですけれども、ちょっと僕もそれ実は疑問に思っていたので  
すけれども、在留カードの写真つきのやつを提示した上で診療しなければいけない  
ことになっているのですかね。どうなのでしょう。義務化なのですか。例えば歯  
科の先生方は、他の先生方はどうされているのか、ちょっと聞きたかった。
- 会長　　いかがですか。
- 委員　　保険証そのものを持って来ていますので。
- 委員　　それだともう判らないですよ。だから、在留カード、写真つきを必ず、  
これ日本人でも同じだと思うのです。
- 委員　　在留カードを持っていけば、保険証の発行をされるとなっていますので、  
だから通常の保険証を見ると。
- 委員　　やっぱり増やしたいですよ、加入者を。そういう意味では積極的にどう  
いう展開を今後はなさるのかなと思った次第なのです。
- 会長　　委員さんのほうから加入者をもう少し増やすような方法というようなこと  
なのですけれども、そこら辺事務局として、こういうふうな考えを持っていますよ  
ということと言えますか。今後の検討。保険年金課長。
- 保険年金課長　　今の新聞報道等を見ますと、外国人の方が保険証と一緒に在留資  
格カードを出さないといけないような時代が来るようなことは見聞きしているの  
ですけれども、実際、富士見市だけそれをできるかと言ってしまうと、なかなか。
- 委員　　それはいつ頃そういうふうに義務化していただけるのですか。
- 保険年金課長　　これは市だけの問題ではなくて、国が動く問題だと思います。日  
本全国どこでも外国人の方っていらっしゃると思うので、本来であれば在留資格の  
写真入りカードと保険証を出すのがベストだと思うのですが、法律的にはどこにも  
うたっておりません。富士見市だけではなかなかできないので、県等にもそういっ  
た声が上がっているということはもちろん伝えていきたいと思っておりますし、将来的  
にはそうなるかもしれないのですけれども、市としては今は何とも動きようがないと  
いうところが現状でございます。
- 会長　　現状について、課長からご報告をいただいたところでございますけれども、  
その部分につきまして、富士見市だけはこうする、ということは難しいと思いま  
すので、これは諸団体と十分協議し、また実際に県とも協議しなければいけない問題  
と私もつくづく思っておりますので、今後の課題ということでお願いできればと思  
いますけれども、よろしゅうございますか。  
ほかに何か質問ございますでしょうか。ございませんか。
- 「なし」の声
- 会長　　無いようでございますので、質疑は終了させていただきます。  
それでは、討論に移らせていただきます。  
討論ありますでしょうか。討論ございませんか。

「なし」の声

○会長 無ければ採決をさせていただきます。

諮問第2号につきまして賛成の皆様方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第2号は承認されました。ありがとうございました。

続きまして、諮問第3号 富士見市国民健康保険税の賦課限度額の改正につきまして議題といたします。

事務局でご説明をお願いいたします。

○保険年金課主任 保険年金課の三村と申します。本日、諮問第3号、最後の諮問になりますが、こちらの説明を私のほうでさせていただきますので、よろしく願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

それでは、諮問第3号 富士見市国民健康保険税の賦課限度額の改定についてご説明いたします。資料は3番となります。諮問の内容を1枚めくっていただきまして、こちらに詳しい資料が掲載されております。

まず、使う言葉に関してですが、表の中の資料では賦課限度額という名前と課税限度額という名前が両方使われております。こちらの賦課限度額と課税限度額というものは、同じものを指してありますが、今回の説明では、賦課限度額という名前ではなくて、課税限度額という名前で統一してご説明差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、課税限度額につきまして簡単な説明をさせていただきますが、国民健康保険税の課税額の計算というのは、国民健康保険に加入されている世帯の方の年間の所得でございますとか、固定資産税の相当額でございますとか、世帯の加入者数の人数に従って計算をいたします。そうなりますと、そういった内容が多ければ多くなるほど税額はどんどん増えていくというような形になるのですが、ただ国民健康保険税をそのような形で無制限に課税をしてしまうと、例えば納めている税金の額は非常に高い方でも、病院には余り行かないので、医療費としての給付は受け取られていないというような方も出てくるということになりまして、そういった加入することでの受ける利益と、国民健康保険税という負担というその両者のバランスを著しく崩してしまうことになりかねないというところがございます。市として高所得者層の納税意欲というものが削がれないような形で、課税額の上限というのが定められておりまして、年間所得などがどれだけ高くても、その課税限度額以上の負担が無いようにということにしております。

それでは、富士見市の課税限度額の状況を説明いたしますので、資料の1番、富士見市の課税限度額と法定限度額の変遷というところの下にございます富士見市の課税限度額と書かれた表をごらんください。平成30年度、現在の富士見市の課税限度額につきましては、基礎課税分54万円、後期高齢者支援金等分19万円、そして介護納付金等分16万円の合計89万円となっております。

さて、この課税限度額でございますが、国で法定の限度額というものが定められておりまして、市町村で定める課税限度額は、国で定める法定限度額を超えること

ができないようになっております。近年の法定限度額の推移についてご説明いたしますので、その下にございます法定限度額と書かれた表をごらんください。法定限度額につきましては、平成28年度と平成29年度につきましては、法定限度額の内容は、基礎課税分54万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護納付金分16万円の合計89万円でございます。そして、現在、平成30年度の法定限度額につきましては、基礎課税分58万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護納付金分16万円の合計93万円となっております。

また、今現在決まっているところでございますが、31年度につきましては、法定限度額の引き上げというものが予定されております。内容は基礎課税分61万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護納付金16万円の合計96万円になる予定ということとなっております。

法定限度額については説明させていただきましたが、続きまして県内の課税限度額の状況についてご説明いたします。今ごらんになっている表の下の2番、県内40市におけるH30の課税限度額の表をごらんください。現在の県内40市の課税限度額につきましては、限度額が高い順に並んでおります。

まず、現在の国の法定限度額と同じ金額の93万円に課税限度額を設定している市は2市でございます。本庄市と白岡市でございます。その法定限度額よりも1万円少ない92万円は東松山市の1市となっております。これら3市につきましては、表のほうに太字で記載がされておりますが、この太字の市町村につきましては、31年度に課税限度額を引き上げる。さらに今この数字よりも引き上げる予定を持っている市ということになります。

続きまして、課税限度額89万円ということで、現在の富士見市と同じ市の数でございますが、富士見市を含めまして28市となっております。そのうち富士見市を含めると20市が平成31年度の引き上げを予定しているということです。

続きまして、課税限度額が86万円以下の市は加須市など9市ございまして、そのうちの3市が平成31年度に引き上げをする予定となっております。

ここまで国、県内市の課税限度額につきまして説明をいたしました。富士見市におきましては、これらの状況を踏まえまして、平成31年度以降の課税限度額を現在の合計89万円から4万円を引き上げさせていただきまして、現在の法定限度額であります合計93万円と同じ金額にしたいと考えております。課税限度額を引き上げることによって生まれる効果がございます。それは課税限度額を引き上げますと、高所得者層の方、具体的には富士見市の場合、お一人の単身世帯の加入で、固定資産税のない方の場合ですと、給与収入が1,048万4,969円以上の方が、課税額引き上げ対象の方になりますが、その対象の方のご負担によって得られた税収というものが高所得者層以外の中間所得者層及び低所得者層の方からいただく課税額をその分引き下げるといったような効果があることから、中間所得者層及び低所得者層の負担を軽減するためというような効果があるということがございますので、富士見市でもそういったような理由で引き上げをしたいと考えております。

また、今回引き上げをする理由の2つ目といたしましては、埼玉県と県内市町村の国民健康保険の運営について定めた国民健康保険の運営方針というものがござ

いますが、その中で課税限度額につきましては、法定の額のとおり設定し、埼玉県内どこでも同じ課税限度額になることを目指すという文言が記載されているところがございますので、その方針の流れに従うようなことも目的といたしまして、今回引き上げをさせていただきたいと思っております。

最後に、資料の一番下の3番、31年度以降の課税限度額の引き上げ（案）とその影響について説明をいたしますので、そちらをごらんください。課税限度額を仮に引き上げた場合の影響額を今年の1月22日現在のデータから積算をさせていただきましたので、そちらの説明をさせていただきます。課税限度額を現在の法定限度額の93万円に引き上げる。それによりまして、国民健康保険税の調定額がどれぐらい増えるかと申しますと、そちらに書かれておりますとおり、1,229万200円となっております。こちらの額は31年度の全体の調定額の中に含めたと仮定いたしますと、全体の0.6%に当たる金額となっております。また、課税限度額をそれによって超過する世帯数の変化についてですが、表の一番右に書いてあります内容になります。基礎課税分が引き上げにならなかった場合の限度額の超過世帯数は337世帯、全体の2.2%ですが、限度額引き上げをいたしますと、その超過世帯数というものが297世帯、全体の2%に減る見込みでございます。また、後期高齢者の支援金等分の超過世帯につきまして、それと介護納付金分の超過世帯数につきましては、こちらは限度額の引き上げはございませんので、見込みのとおりそれぞれ242世帯、これは全体の1.6%に当たります。それと介護納付金分につきましては80世帯、これは全体の1.2%に当たるものとなります。そういった試算のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま限度額の引き上げにつきましてご説明をいただきました。

ご質問がある方につきましては、ご質問をお願いいたします。

私からいいですか？ この限度額の引き上げについて、この法定限度額ってありますよね。31年度予定が61万となっておりますでしょうか？

○保険年金課主任 はい。

○会長 医療分がね。

○保険年金課主任 はい。

○会長 あとはその支援分が19万、介護分が16万ということで96万ということになっていきますね。

○保険年金課主任 はい。

○会長 それを今度は富士見市の場合としては、要するにどこまで引き上げるのですか？

○保険年金課主任 富士見市の場合は、今ごらんいただいているその部分のその1つ上になります国の平成30年度の限度額であります合計93万円のところまで引き上げをしたいと考えておまして、国の予定といたしましては、今年の4月1日から合計の金額96万円にするとなっておりますが、富士見市としては今89万円の合計金額でございますので、そこから一気に96万円まで引き上げをいたしますと、幾

ら影響が高所得者層のみだとしても、年間の合計の国民健康保険税が7万円一気に上がる方も中には出てきてしまうということが想定されるので、そこまでの引き上げというのはせずに、まずは4万円とさせていただきまして、平成30年度の国の法定限度額に従うような形での引き上げを考えております。

- 会長 それから、あと89万円というのは、2の県内40市内に云々とありますよね。これは、現在89万になっていますでしょう。
- 保険年金課主任 はい。
- 会長 89万ですね。これは、28団体が31年度で引き上げますよという考えを持っている市を指しているわけでしょう。
- 保険年金課主任 はい。
- 会長 そうした場合において、要するに今度は今回31年度で93万円にするのか、96万円にするのか、そのあたりはどうか、わかりますか。
- 保険年金課主任 この表をつくる際、元となっている県の調査がございまして、それが昨年8月30日時点の照会でしたので少し古いものにはなってしまうのですが、その時点ではまずこの表をごらんいただきまして、今現在89万円の市が富士見市を含めて28団体ございまして、その中で20市が引き上げを予定しています。その20市のうち16市は31年4月1日に93万円にしたいと回答しております。
- 会長 わかりました。そういうふうな説明をしてもらわないと理解できないですよ。また、要するに何条を幾らに引き上げるということを出してもらわないと、こういう表だけでは分からない。表を出してもらったほうがいいと思います。
- 委員 今、会長さんのお話と事務局のご説明伺って、この表は、現在は国の指定が93万円、そして平成31年、新しい年度になって国が96万になるということですか。

#### 「そう、そう」の声

- 会長 そういうことだね。
- 委員 でも、この予定になっているのは、富士見市も96万にするわけではないですよ。31年予定、96万円となっていますけれども、いや、一挙に予定の予定にいつてしまうのかなというのはと思ったのですけれども、93万円ということですか。
- 会長 保険年金課長。
- 保険年金課長 済みません。今、会長のほうからのご指摘がありましたが、資料が大変見にくくなっておりまして、申しわけありません。

今の委員のご質問ですが、まず富士見市の今の課税限度額というのが1の上の段で、現在89万円ということになります。下の段、この平成28年度から平成31年度と書いてあるのが、これが法定限度額ということで、国の法律で決まっている限度額ということになっております。そうしますと、平成30年度、富士見市は上の表を見ていただくと89万円です。しかし、法定限度額、国を見ていただくと、本来ならば平成30年度は93万が国ですよと、そういうふうに対照で見ただけだと、よりご理解いただけるかなと思うのですが、今現在、平成30年度法定限度額で見いただきますと93万円となっておりますので、富士見市の89万円というのは、国の平成29年度のときの数字となっておりますので、1年おくれというよう

な形になっております。それを平成30年度の93万円に1年おくれになるのですが、平成31年度から上げさせていただきたいというのが提案なのです。資料のほうを会長からご指摘もあったので、条例も含めて次回出させていただくときには、もうちょっとわかりやすくまとめさせていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

○委員 わかりました。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ほかにご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 無いようでございますので、質疑を終了させていただきまして、討論に移らせていただきます。討論ありますでしょうか。ございませんか。

「なし」の声

○会長 無いようでございますので、諮問第3号につきまして賛成の皆様方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第3号につきましては承認されました。ありがとうございました。

#### ◎その他

○会長 続きまして、休憩とらなくて大変申し訳ございませんけれども、続けさせていただきます。

その他ということで、次に移りますが、委員さんのほうから何かご質問等がございましたらば、その他でお受けさせていただきますが。

よろしゅうございますか。

「なし」の声

#### ◎会議録の確認

○会長 無いようでございますので、私のほうから会議録の確認をさせていただきます。

次の会議録の確認ですが、後日会議録がまとまり次第、黒田委員さんと梶委員さんにご署名をお願いいたします。

#### ◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長代理をお願いいたします。

○会長代理 長時間にわたりまして慎重にご協議をさせていただきまして、まことにありがとうございました。

おかげさまで諮問1号から3号まで全て承認可決されましたけれども、諮問第2号におきましては、徴収率の向上対策、そして医療費抑制事業に対する質問も多々たくさんありましたけれども、そういった意味では、これから結果を重視する、または注視をするということも必要なのかなと思っております。ぜひ今後とも富士見市国民健康保険運営協議会の皆様方においては、そういった点もいろいろと注視をしていただきまして、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○会長　お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 3時20分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。